



Title	ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題（一）
Author(s)	床谷, 文雄
Citation	阪大法学. 2018, 68(1), p. 1-21
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/87137">https://doi.org/10.18910/87137</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題（一）

床 谷 文 雄

はじめに

- 一 匿名での子の出産および引渡しの諸形態
- 二 ベビー・クラッペンその他の匿名による子どもの引渡しに関する検証作業
- 三 内密出産制度の導入（以上、本号）
- 四 内密出産制度の法的問題
- 五 日本における「内密出産」の可能性  
おわりに

はじめに

思わぬ妊娠に遭遇したとき、その事実を自分自身でも認識することを恐れ、むしろ意識しないようにして日を過ごし、もはや人工妊娠中絶をすることができない時期になってしまった場合や、妊娠の事実の自己認識はあるものの、家族や職場その他の周辺の人には知られたくない場合に、それでも出産せざるを得ない状況となり、現実に出

産を迎えるに至ったときに、その出産の事実をなかつたことにすることはできるのか。かかる急迫状況の下であつても、子殺し・子捨てによつてその事実を密かに清算することは、犯罪として禁じられている。一九七三年のいわゆる赤ちゃんあっせん事件（菊田医師事件）は、社会的に大きな反響を呼び、特別養子縁組制度を創設する一つの大ぎなきつかけとなつたが、あっせんする赤ちゃんを出産した女性について出産の事実を隠蔽し、実際に出産したのではない育ての親となる女性が出産したものとするために、出生の届出に必要な出生証明書を偽造したものであり、出産に関わつた医師の法的義務に違反する行為ではあつた。一方でこの赤ちゃんあっせん行為は生命の誕生に關わる立場に置かれている医師による人道的な緊急避難措置であるとして支持する意見もあつた。他方、これは虚偽の嫡出子出生届を用いた身分の詐称であつて、誰の子であるかという赤ちゃん本人のアイデンティティ、そして将来的な身分関係の不安定さをもたらすものであつた。それはまた、実親子と養親子の区別を戸籍上で明確にしていた従前の養子縁組制度のあり方への反省を迫るものであつた。そして、特別養子縁組による身分変動については、戸籍上の特別の取扱いが導入され、特別養子は、従来の養子縁組（普通養子）のように実親戸籍から養親戸籍に直接に入籍するのではなく、中間段階のものとして特別養子個人の戸籍を作成することにした。また、養親の戸籍において、実子（嫡出子）と同様に、父母との統柄（長男、長女等）を記載する取扱いになつた。これにより、特別養子縁組の事実についての秘密は、一定程度守られるようになつた。しかし、これは養親の戸籍での工夫であり、出産した女性の戸籍への特別の工夫はなかつた。

出産した女性がその事実を隠すために、出生届をせずに、子を殺したり、遺棄したりすることに対して、捨て子は悪いが、子殺し（親子心中も含む）よりはまだましであるという意見もある。さらには、子を捨てるのではなく、他人に託すことは、託すべき相手が信頼できる者であり、その託す場所が十分に安全であれば問題は少ないと

いう考え方もある。こうした考え方に基づいて、欧米の社会では、二一世紀を迎える前後から、いわゆるベビー・ボックスの設置（古く中世においても存在した設備の新しいかたちでの復活）など、子どもを他人に委託する仕組みの整備・拡大が大きな話題となつた。

こうした動きに影響を受け、わが国においても、丁度一一年前に（二〇〇七年五月一〇日）、ハンブルク（ドイツ）のある施設が設けたベビー・クラッペン（Babyklappen）をモデルとして初めての赤ちゃん受け入れ設備（こうのとりのゆりかご）が熊本市内のカトリック系の病院（医療法人聖粒会慈恵病院）で設置・運用開始され、「赤ちゃんポスト」という名称で新聞・テレビ等が取りあげ、注目を浴びた。当初、設置者の病院運営者側においても、法律上の問題がないかにつき慎重に検討を行い、明確な違法性はないという判断の下に実施に向けゴーサインが出された。二〇一七年三月末までの預け入れの人数は一三〇人となっている。熊本市による検証は、現在も継続されている<sup>(1)</sup>。

ドイツでもベビー・クラッペンの設置に反対する者からは、その違法性が指摘されたが、ドイツの法制の下でも、明確な違法性はないという判断がなされ、現在に至るまで数多くのベビー・クラッペンやその類似制度など、匿名での出産が現実的な需要に基づいて行われてきた。他方、生まれた後の子どもを引き受けるというのではなく、出産の前後にかけての母子の医療的・心理的ケアが重要なのであり、妊婦が身元を明らかにしなくとも出産することができるようになると（匿名出産）、さらには、その場合でも出産についての医療的補助を受けることができる。これを重視した仕組みを望む者もある。これに対しても、匿名での子どもの委託・引渡しは、子が自己の血縁上の親（出自）を知り、自己のアイデンティティを求める権利を侵害するという批判も強い。こうした批判・利害対立を解消するための新しい試みが、二〇一四年からドイツで始まっている。前述の熊本市の病院では、このドイツで

の新しい試みを日本でも実現することを意図して、熊本市・厚労省等に働き掛けをしている。

本稿では、思いがけない妊娠を他者に知られたくない女性を支援するものとして、こうした海外の制度の意義について取り上げ、匿名出産、ベビー・クラッペンなどの既存の方法に対する批判を受けて、ドイツにおける新しい出産方法として導入された「内密出産」制度のドイツの法体系における位置づけについて考えることにする。その際、とりわけ問題となるのは、こうした出産方法による場合における親子関係の成立ルールとの関連、出生の届出および身分登録制度との関連、子を養育する親の責任、養子法のあり方との関連、子の出自を知る権利との調整などであるが、これらについてのドイツの議論を民事法・親子法上の法的課題として検討し、新たなドイツモデルとして日本への示唆を考えてみたい。

## — 匿名での子の出産および引渡しの諸形態

はじめに、出産の事実を秘密にする諸形態に関して、その用語（呼び名）について説明しておくこととする。実母（親）が自分の身元を明らかにしないようにして、出産し、生まれた子を他人に渡して、養育を委ねる場合、これを総称して「匿名での子の引渡し」という呼び名が用いられることが多い。出産の事実を秘密にし、匿名で子を手放す諸形態は主に、（1）ベビー・ボックス（赤ちゃんポスト）型、（2）匿名での引渡し（手渡し）型、（3）匿名出産型、（4）内密出産型に分けることができる。

### （1）ベビー・ボックス（赤ちゃんポスト）型

これは外部からやつてきた母らが、一定の場所に設置された箱様の設備（保育ベッド）に周りの監視を受けない状況で新生児を密かに置き、設備の設置者に子を委託する形態のものである。ドイツでは、ハンブルクの福祉団体

シュテルニ・パルク (SterniPark) によるベビー・クラッペ (Babyklappe) の設置（11000年4月8日運営開始）が、このようないくつかのタイプがあり、その名称も赤ちゃんを預けるためのゆりかご（<sup>(2)</sup>）(Babywiege)、扉 (Babytür)、巣 (Babynest)、窓 (Babyfenster) 等があり、運営主体・方法などにも差異があるが、おおむね、①母ら利用者の匿名性の保持に配慮する」と、②赤ちゃんが置かれたことが設置者側に直ちにわかり、赤ちゃんの保護（医療的対応）がすぐに取れる体制になっていること、③母ら利用者への手紙等で育児支援制度を紹介して参考を促すこと、④子どもとのつながりを示すものを残して子どもとの再会の際の証拠とするように促すこと、⑤託された子は、一定の期間の後養子縁組により新たな親の元で成長すること、は共通している。隣国のオーストリア、スイスでも類似の施設は存在するが、ドイツほどの拡がりは見られない。

アメリカではベビー・ハッチ (Baby Hatch) と称されることが多い。11001年にカリフォルニア州に子どもの安全な場所・人 (safe havens) への引渡しを認める法律 (Safely Surrendered Baby Law) ができる、現在では全州に拡がっているという（消防署等への委託）。生後七二時間以内の子に限定する、虐待などが見られないこと等の条件が付けられている場合が多い。受け入れの条件は州により異なり、生後一週間程度の子の受け入れを認めるところもある。二〇一五年には、ベビー・ボックス設置を認める州法（インディアナ）が可決されている。

## （2）匿名での子の引渡し

出産した後に、受け入れ施設に、匿名で子を引き渡す方法 (Anonyme Übergabe) は、ドイツではベビー・クラッペの設置よりも前から実施されている。子を引き渡す者は、受け入れ施設側との間で時間と場所を約束して（施設とのホットラインを利用するなどによる緊急対応）、直接に手渡す方法が取られることが多い。もともと、

この方法を実施している施設は少ないようである。

### 論

(3) 匿名出産

いわゆる匿名出産 (Anonyme Geburt) は、匿名を希望する妊婦に対し、安全な医療的補助の下での出産をさせるものであり、危機に瀕した母子とともに安全な出産の機会を提供することにその第一次的な意義がある。出産した子の母は身元を明かさないまま退去し、生まれた子を出産した病院等に託すことになる。ドイツにおける匿名出産は、出産の事実を明らかにしないことを法的に保証するまでのものではない。

これに対して、フランス法での匿名出産は、母子関係の成立につき、ドイツ法（分娩主義）とは異なり認知主義を探ることから、民法上、母の匿名を認める（母子関係の成立を認めない）ことで合法化されている。このような母が身元を明らかにしないことを認めるフランス法の匿名出産は、公的利息（違法な妊娠中絶の防止、子の遺棄の防止）、子の利益（人格の発展と自己の出自を知る権利）、母の利益（適切な医療環境の下で出産することで自己の健康を守る権利）、および他の家族関係者の利益を適切に調整するものであり、欧州人権条約八条（私生活および家族生活の尊重に対する権利）および一四条（差別禁止）には違反しないという、欧州人権裁判所の判決がある（二〇〇三年）。

### (4) 内密出産

内密出産 (Vertrauliche Geburt) は、ドイツの新しい法律上の制度として二〇一四年五月から実施されている。前述の匿名出産と異なり、出産した母の特定情報（氏名・住所）を記録に残すが、公式の身分登録（子の出生登録）などには母の情報は反映させず、子が一六歳になるまでは子にも記録を開示しないというものである。二〇一七年七月には約二年半の制度施行実績に関する調査に基づく評価報告書が公表されたが、現在のところ、この制度

は関係者・諸機関には肯定的に受け止められているというのが、ドイツ政府（連邦家族省）の判断である。

## 二 ベビー・クラッペンその他の匿名による子どもの引渡しに関する検証作業

実親が育てることができない赤ちゃんを中絶したり、出産後に殺したり、遺棄したりすることがないように、子どもの生命を保護し安全を確保するための非常手段として、ベビー・クラッペンが全国の病院等に設けられる一方で、多くの病院等で従前からの匿名出産も実施されてきた。これによつて多くの赤ちゃんの生命が守られたと評価する声がある一方で、法令に違反する行為であるという批判も根強く、また、嬰児殺を実行する者とベビー・クラッペン等の設備を利用する者とは必ずしも一致しないのではないか、という利用者の違いの観点からの批判もあつた。「捨てる場があれば捨てる者が出来る」、「望まぬ妊娠に安易な逃げ場を与える」、「障害児の養育放棄につながる」などの誘発論、あるいは「子どもが出自を知る機会、アイデンティティを失う」との基本権（人格権）からの批判も有力であつた。こうした意見の対立状況を開拓するために、ベビー・クラッペンと匿名出産に関する専門的・学術的な検証作業が実施され、二つの詳細な報告書が公開された。その内容は、この問題に関する政府の政策決定に大きな影響を与えることになつた。

その一つは、ドイツにおける生命倫理に関する政策助言機関であるドイツ倫理審議会（Deutscher Ethikrat）の意見表明『匿名による子どもの委託の問題－意見』（二〇〇九年一月）である。この意見書では、二〇〇〇年代に公表されたこの問題に関する数多くの研究成果を参照しつつ検討した結果として、ベビー・クラッペン等の既存の匿名による子どもの委託方法はドイツの基本法が保障する「子の出自を知る権利」を侵害すること、また、民法・身分登録法等の法規定に違反することを指摘し、これらの仕組みの廃止を勧告した上で（ただし、最終手段と

して存続させることを認める反対意見も付されている)、合法的な支援と相談制度を強化すること、それを公共交通機関その他の公共の場において、またインターネットなどにより周知すること、さらには、病院等での匿名での出産および出産後の一定の期間(生後一年間)、出産した女性の身元を秘匿すること(匿名での出生届出)を可能とする内密での子どもの委託制度を新たに設けることを提案した。<sup>(7)</sup>

もう一つは、連邦家族・高齢者・女性・青少年省(以下「連邦家族省」という。)の委託を受けて、ドイツ青年少年研究所(Deutsches Jugendinstitut)が実施したものである。同研究所は、二〇〇九年から二〇一一年にかけて詳細な実態調査(匿名での子どもの引渡しに関連する事業者および全ての少年局へのアンケート、関係スタッフや利用した女性に対するインタビューによる利用状況の調査)を行い、これに基づいて報告書『ドイツにおける匿名出産とベビー・クラッペン』(二〇一一年)<sup>(8)</sup>を公表した。この報告書においても、ベビー・クラッペン等は関係者に法的不安定さをもたらすものであり、困難な状況に置かれている女性の十分な助けにはならないことが指摘されている。また、合法的な支援制度の拡充・強化・連携を進めるべきこと、そして緊急電話システムやインターネットを通じた情報提供によりその周知を図り、利用しやすい制度とすることが提案されている。その際に、関連研究として行われた「嬰児殺し」に関する鑑定意見では、犯罪学・心理学の視点からの分析に基づき、ベビー・クラッペンや匿名出産の利用者は、計画的に行動し、望まない妊娠と向き合い、行為の選択肢を決定することができる者らであり、嬰児殺を犯す者らとは異なる層に属していること、それゆえ、ベビー・クラッペンと匿名出産の制度は嬰児殺や新生児遺棄の防止にはつながらないことを指摘している。また、「非配偶者間人工授精」に関する鑑定意見では、精子提供によって生まれた子と匿名出産によって生まれた子との類似点と相違点が出自を知る権利を中心について分析されている。

### III 内密出産制度の導入

「」のようなドイツ倫理審議会の意見やドイツ青少年研究所の調査報告書を踏まえて立法の検討がなされ、2010年八月二八日に成立したのが、「妊婦支援の拡大と内密出産の規律のための法律」(Gesetz zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt (SchwHAusbauG) vom 28. 8. 2013 (BGBl. I S. 3458))である。(1) 2011年五月一日施行。以下「内密出産法」と云ふ。これにより、困難な状況にある妊婦のための妊娠相談の体制強化と支援手段についての社会的な周知が図られ、新しい出産方法としての内密出産が法制化された。同法では、内密出産制度を実施に移すために、妊娠葛藤法<sup>(9)</sup>、民法、身分登録法、家事事件・非訟事件手続法、住居届出法、国籍法等の関係法令を改正しているが、内密出産の具体的プロセスは、主に妊娠葛藤法の改正として同法第六章に組み込まれている。「」の制度の基本構造は、以下のようなものである。

#### 1 妊娠相談

##### (1) 妊娠相談の体制

内密出産制度の基盤となるのは、相談者（妊婦）と相談を受ける妊娠相談所（担当する助言者）との間の信頼關係である。思わぬ妊娠をして苦しい状況に置かれている相談者（妊婦）にとっては、自分の抱えている問題について相談に乗ってくれる助言者に対して、自分の身元を明らかにした上であらゆる問題打開の可能性を探り、結果的に内密出産をする決心に至ったときには、出産施設等に対して匿名で出産することができるよう段取りしてもらい、自己の出産の事実を隠しておきたい者（家族、学校、職場等）に対して、決して漏らさることがないという安全感を持つことが重要である。妊娠相談所の担当者は、自分の担当する妊婦に関する事情は、同僚にも漏らす

、)とはできないものとされている（守秘義務）。

この制度の入り口として行われる妊娠相談は、避妊や家族計画その他の一般的な妊娠に直接・間接に関わる相談（妊娠葛藤法二条）とは異なるが、人工妊娠中絶の手続上の要件としての妊娠葛藤相談（同法五条）とも区別される。内密出産のための妊娠相談の実施は、妊娠葛藤相談の資格を有する相談所に限定されるわけではない。<sup>(11)</sup>しかし、激しい論争を経て妊娠中絶の仕組みの一環として導入された妊娠葛藤相談制度の二〇年間の経験は、相談者の養成、相談スキルの開発、水準の維持・向上のための研修の制度化など、内密出産という新しい制度を導入するに当たつても、十分な基礎付けとなるものである。

内密出産が困難な状況にある妊婦の誰もが利用しやすい制度として広く受け入れられるようにするために、政府は内密出産のウェブサイト<sup>(12)</sup>を設けて関連情報を提供するほか、小冊子、パンフレット、ポスター、公共交通機関の車内広告等での周知が図られており（妊娠葛藤法一条四項）、いつでも相談することができるよう、二十四時間体制の全国共通の無料相談電話番号（ホットライン）を設けている。内密出産制度の利用はドイツ人に限られないので、このホットラインは多言語（一八言語）での相談が可能となっている（同条五項）。

## （2）二段階の妊娠相談

内密出産のための妊娠相談においては、基本的に二段階での相談対応を取るものとされている。第一段階では、匿名での出産を希望する妊婦の置かれている状況とその心理的・社会的な葛藤を克服するために、包括的な支援と相談・カウンセリングの提供を行う。相談は無料であり、あらかじめ結論を決めることなく（ergebnisoffen）、入念な面談が行われる。もつとも、妊婦自身が自己的葛藤状況を克服するための支援の存在を知り、匿名を放棄することができるようになる方法や子どもとの生活を可能とする方法についての助言が含まれる（妊娠葛藤法二条四項）。

」)とから、内密出産の相談に至らない段階での解決がまずは模索される（その意味で内密出産は例外的位置づけ）といふことは言えよう。<sup>(16)</sup>

」)のような第一段階での相談を経ても、なお匿名での出産に固執する妊婦に対しては、内密出産に向けた相談の段階に入る。」)では、内密出産の手続・法的効果についての情報、特に、子の出自を知る権利およびそれが子の成長上に持つ意義、父の権利、養子縁組の手続、内密出産後に匿名を放棄して子を連れ戻すことができる権利、子が一六歳になった後に記録（出自証明書）を閲覧する手続、ならびに母が閲覧に反対する場合の家庭裁判所での閲覧権に関する決定手続等の情報を提供するものとされている（妊娠葛藤法二五条）。

### （3）相談後の妊娠相談所の対応

妊婦は、妊娠相談所の専門助言者に自己の身元を証明して相談するのであるが、それに基づき、妊娠相談所は、母の特定情報（氏名、生年月日、住所<sup>(18)</sup>）を記載した子のための出自証明書（Herkunftsachweis）を作成し、この証明書は厳封される（妊娠葛藤法二六条）。封筒の表には、子のための出自証明書が入っている」と、および母の仮名が記される（子の出生後の手続で、出生した子の出生地・生年月日、病院等の名と住所、妊娠相談所の名と住所を記載する）。」)の封筒は、妊娠相談所からケルンにある連邦家族市民社会任務庁（Bundesamt für Familie und zivilgesellschaftliche Aufgaben）<sup>(19)</sup>に送付され（妊娠葛藤法二七条）、厳重に管理される」とになる。

妊娠相談所は、内密出産の手続で使用する妊婦の仮名（妊婦が選ぶ）を定め、内密出産希望者がいることを病院・助産師等（妊婦が与えられた対応病院等の情報の中から選択する）に連絡して分娩のための受け入れの申し出をする（妊娠葛藤法二六条四項）。その際、妊婦が希望する子どもの名（男女それぞれにつき一つないし複数の名を定める）も通知しておく。

妊娠相談所は、出生予定地（病院等）の所轄の少年局に対し、妊婦の仮名、出産予定日および病院等の名を通知する（同条五項）。また、相談および妊婦に対する一連の支援のプロセスにおいては、相談所は、出産後の子の引受のために、養子縁組あっせん所と連携を取るものとされている（同法二五条四項）。少年局の中に設置されるいわゆる養子縁組あっせん所（部門）または認可された民間の養子縁組あっせん所（キリスト教系福祉団体等）が関与することになる。

以上のような妊娠相談所での入念な事前相談から内密出産の決意、病院等での出産、生まれる前からの少年局・養子あっせん所との連携というのが、内密出産法が想定し、実現しようとする基本的な手続の流れであるが、現実には、この手順に従わないこともありうる。つまり、相談の手続を経ないで、分娩の直前になつて病院へ来た妊婦が匿名を希望する場合は、病院（自宅出産の場合の助産師も同様）は妊娠相談所に対し、遅滞なく、妊婦の受け入れについて知らせ、専門相談員による相談を可能にしなければならない（これは妊婦の意思に反して行うことはできない）。妊娠相談所に連絡をして対応を依頼する時間的余裕がないときは（休日や妊娠相談所の業務時間外の場合も含めて）、出産後になつて、内密出産について助言する手順を踏むこともある（妊娠葛藤法二九条）。

## 2 匿名による出産と出生の届出

### （1）匿名による出産

内密出産の手続に従えば、妊婦は合法的に、病院等において仮名で出産することを認められる。これに伴い、出産前後の費用は国（連邦）が負担することになつていて<sup>(21)</sup>。妊婦にとつても、生まれてくる子にとつても安全な出産を制度的に保障することが、この制度の最も重要な目的である。出産後、病院等から妊娠相談所に対して、子の出生年月日および出生地を通知する（妊娠葛藤法二六条六項）。これらは妊娠相談所・病院等の名と住所とともにに出

自証明書を封入した封筒の表に記載される。

妊娠相談の過程で、実親のことを知ることが子どもの成長にとつていかに大切かが伝えられるので、妊婦が自分の思いを子どもに伝えたいということから（子の名を選んだ理由など）、子どもに手紙などを残しているときは（相談所がそのように勧める場合もある）、相談所から養子縁組あっせん所にそれを送付し、縁組あっせん資料の一部とする。ただし、内密出産で生まれた全ての子が養子となるわけではないので、養子縁組の手続が行われない場合は、連邦家族・市民社会任務庁に送付する（妊娠葛藤法二六条八項）。

## （2）内密出産の子の出生届

出生の届出は、法定の届出義務者が、原則として出生から一週間以内にすべきものとされている（身分登録法一八条一項）。ベビー・クラッペン等の利用者に対しても、この届出義務を履行していない点で法令違反があるというのが批判の一つであった。内密出産の場合は、母については仮名としたままで出生登録をすることができる（同条二項）。出生の届出義務者は、配慮権者（親権者）である父母の一方（身分登録法一九条）または病院等の施設長等である（同法二〇条）。ただし、子の身分登録上（出生登録、出生証書）では母の仮名は記載されない（同法二二条二項<sup>(22)</sup>a）。当然ながら、父についても記載はない。

子の出生の届出を受理した身分登録所（Standesamt）は、連邦家族市民社会任務庁に対し、子の名と母の仮名を通知する（妊娠葛藤法二六条七項）。また、身分登録所は家庭裁判所に対し、内密出産の子の出生届があつた旨を通知しなければならない（家事事件・非訟事件手続法一六八条a第一項<sup>(23)</sup>）。こうした通知義務の連携により、子の身分の安定、将来の身元の開示の手続に備えるための基礎となる記録の集積がなされる。

連邦家族市民社会任務庁は、妊娠相談所から送付されていた出自証明書の封筒の表面に、後に身分登録所から通

説  
論 知を受けた子の名を記載する（妊娠葛藤法二七条）。こうして、子の氏名と母の身元を連結した出自証明書が保管されることになる。

### 3 内密出生子の保護

#### （1）母の配慮権停止と少年局による官庁後見

妊娠の相談を受けた妊娠相談所から管轄の少年局（Jugendamt）に対して、内密出産を希望する妊娠の存在とその仮名、出産予定日、病院等について通知がなされる（妊娠葛藤法二六条）。出産後も匿名を望む母については、配慮権（日本法にいう親権）は停止するものとする民法の改正が行われたため（民法一六七四条aの追加）、出生した子については、家庭裁判所が後見人（Vormund）を選任する。通常の場合、出生した地域を管轄する少年局による後見（いわゆる官庁後見）が行われることになる。

#### （2）養子縁組あっせん所の対応

内密出産で生まれた子は、多くの場合、養子縁組の対象となり得る者と考えられる。前述の通り、養子縁組あっせん所は、妊娠中に妊娠相談所から連絡を受けて、連携を取ることが期待されている。どの養子縁組あっせん所と連携するかについては、妊娠の希望も聞かれる。養子縁組の手続では、原則として養子となる子の親の同意が要件となっているが、民法の改正により、内密出産の親は永続的な行方不明者として取り扱うものとされており、養子縁組に対する親の同意は不要となる（民法一七四七条四項改正）。

#### （3）出自を知る権利の保障

内密出産制度では、子の出自を知る権利を保障するために、一六歳になつた子は、母の身元に関する書類（出自証明書）の閲覧を請求することができるものとしている（妊娠葛藤法三一条）。これに対し、子が出自証書を閲

## ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題（一）

覽する」ことを望まない母は、子が一五歳になった後、妊娠相談所に対して、閲覧に反対の意思を表示する」とがで  
きるのとされている。こうした子の閲覧希望と母の閲覧拒否とのアイデンティティをめぐる利害調整はきわめて  
困難なものであると思われるが、この任務を家庭裁判所が行うことになっている（妊娠葛藤法二二一条）。そのプロ  
セスにおける妊娠相談所の支援については後述する。

### 4 内密出産制度の評価

内密出産制度の導入に当たり、施行から三年後（一〇一七年）に制度の実施状況を調査し、必要であれば制度の  
あり方を修正することが定められていた。そして連邦政府の委託によって実施された調査に基づく、約一年半の本  
制度実施状況についての評価報告書（Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die  
auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt er-  
griffen wurden）が一〇一七年七月に公表された。<sup>24)</sup>

一〇一四年五月の法律施行から一〇一六年二月の時点までにおける途中経過として、全ドイツにおいて一五六件  
の内密出産制度の利用があつたという報告がある。<sup>25)</sup>この件数の伸びが一定の割合で、平均的に伸びているのか、つ  
まり新制度には安定的な需要が存在しているのか、それとも、待望されていた新制度に見られるような、当初は多  
かつたが、その後は減少するというかたちなのか、さらには、全国的に同様の利用度があるのか、それとも地域性  
があるのかなど運用の実情が注目されていたところであるが、評価報告書では、その運用状況の詳細について、参  
考となる数字データと分析が示されている。以下では、評価報告書の概要を紹介する。<sup>26)</sup>

#### （1）制度の周知状況

妊娠相談・内密出産制度については周知活動が成果を上げ、人々に（特に潜在的な当事者となる年代の女性らに

は)かなりの程度、知られているようである。妊娠相談所・相談専門家による支援については、敷居が低くなることが意図されていたが、二〇一四年五月一日から二〇一六年九月三〇日までの間に六万五千件以上の電話・チャットによる相談があり、そのうち一二〇〇〇件は具体的な妊娠相談へつながったということである。この電話相談は、全国どこでも利用することができるものであり（一六〇〇カ所以上の相談所が対応）、信頼性も高いものと評価されている。関係機関の連携・ネットワークも進んでいる。

## （2）妊娠相談の実情

上記の期間に一二〇〇人以上の妊婦が内密出産の相談を受けている。その結果として、二四九の出自証明書が連邦庁に委託されている（そのうち一件は後に母の匿名放棄により返却された）。妊娠相談の結果についての推計では、二〇%が内密出産の実施を選び、子と一緒に生きることを選択したものが二六%、通常の手続による養子縁組を選択したものが一五%、ベビー・クラッペンの利用を選択したものが四%、妊娠中絶を選択したものが八%、その余は結果が不明その他である。

## （3）内密出産の状況

従来の匿名型出産・捨て子は二〇一四年には減少したと評価報告されている（二〇〇〇年から二〇一三年には三倍以上になっていた）。内密出産法による妊娠相談支援制度の拡充と内密出産制度の導入は、一定の効果を上げていると言えよう。内密出産制度が導入されたことは、従来の身元を秘匿したかたちでの出産手段にどのような影響を与えたかについては、一定の推計が出されている。それによれば、本法による相談支援制度の拡大等がなければ通常の出産となつたと思われるものが新制度による内密出産に移行したと思われるケース（①）もあるし（内密出産になつたケースの推計値九七・五件のうち三六・五%の三五・六件）、旧来の匿名出産型となつていたであろう

## ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題（一）

ものが内密出産に移行したと思われるケース（②）もある（上記九七・五件のうち六三・五%の六一・九件）。他方、新制度を利用するには至らず、旧来型の匿名出産型にとどまつたケース（③）もある（八五・九件）。これらに関する二〇一四年についての推計によれば、③が最も多いと思われるが、①よりも②が多いとされる。また、①と②を合計したもの（内密出産<sup>(27)</sup>）は③よりも多い。通常の出産になつていてあるうものを内密出産に誘導したことと否定的に評価する考え方も当然あり得るが、旧来の匿名出産型になるところを内密出産に引き寄せた部分が多いことは、本制度の狙いであつた母子の安全な出産と子の出自を知る権利の保障の観点からは、評価されるところである。

**【追記】** 本稿は、科研費による熊本大学国際シンポジウム「赤ちゃんポストを再考する—日独両国における母子救済の新たな取り組み」（二〇一六年二月二〇日・二一日、発表資料等については熊本大学学術レポートリーとして公開されている）およびシンポジウム「『妊娠を他者に知られたくない女性への相談支援』を考える」（二〇一七年九月二三日、日本女子大学、三菱財團助成「思いがけない妊娠の相談・支援に関する研究」研究班（代表研究者：佐藤拓代）主催）での筆者の発表原稿に加筆したものであり、また、トビアス・バウアー氏（熊本大学准教授）を代表者とする科研費研究「赤ちゃんポストに関する日独比較研究」（平成二十五年度～二七年度・課題番号25500007）、「日独両国の赤ちゃんポストと関連諸問題における出自を知る権利の扱いに関する研究」（平成二八年度～三〇年度・課題番号16K02125）の研究成果の一部である。

- (1) 「ここのとりのゆりかご」第四期検証報告書（検証期間は二〇一四年四月一日から二〇一七年三月二一日まで）が、二〇一七年九月に公表されている。
- (2) 二〇一六年六月現在、ドイツ全体で九三のベビー・クラッペン類似の施設があるとされている（SterniPark のウェブサイトにはドイツ全体でのベビー・クラッペンに類似する取組の一覧表が掲示されている）。その多くは病院に設置されて

いるが、修道院・教会関係の施設・福祉団体などにも設置されている。

- (3) 二〇〇一年の法令によつて規律されている。これについては、阪本恭子「オーストリアにおける捨て子ボックスと匿名出産に関する」(一〇〇一年七月二七日の法令) 医療・生命と倫理・社会五号(一〇〇六年)三八頁以下に、同法の翻訳と解説がある。また、一〇〇一年から一〇一二年の期間で三六五件の匿名出産(一五カ所のベビー・ボックス施設への委託数四二を含む)があつたといへ(Chryssa Grylli et al. *Anonymous birth law saves babies — optimization, sustainability and public awareness*. Arch Womens Ment Health, 2016, 293)。
- (4) 一〇〇一年にアインシードルハ(Einsiedeln)に最初に設けられた。その後、一〇年間はこれが唯一のベビー・クラッペであったが(一〇一二三年八月二六日発行の新聞(Tages Anzeiger)によれば、いよいよには一〇一二三年八月までに八人の子が預けられた)、一〇一二年にダボス(Davos)、一〇一二年にオルテン(Olten)ほかに加え、八カ所になつてゐる。
- (5) フランスの匿名出産といれに關する歐州人權裁判所の判決についての詳細は、床谷文雄「匿名出産とBabyklappen」阪大法学五三卷三・四号(一〇〇三年)一八四頁以下参照。
- (6) シュテルニ・バルクの運用では、一〇〇〇年四月から一〇一二年四月までの一二年間に一七〇人の新生児が救われたといふ(シュテルニ・バルクのウェブサイト情報による)。
- (7) ドイツ倫理審議会のこの意見表明の内容については、内密出産法および同制度施行までの事情に関する詳細な研究である鈴木博人「ドイツの秘密出産法 親子関係における匿名性の問題・再論」法学新報一二一卷七・八号(一〇一四年)一六八頁以下に、内密出産法(同論文では「秘密出産法」)制定の背景として、詳細な紹介がなされている。また、トビアス・バウアー「赤ちゃんポスト及び匿名出産に関するドイツ倫理審議会の見解(一〇〇九年)」文学部論叢(熊本大学)一〇三号(一〇一二年)一七頁以下では、意見表明の一部についての和訳がなされている。後掲(注8)の資料集に再録されてゐる。
- (8) この報告書についても、鈴木・前掲注(7)一七三頁以下で詳細に紹介されている。また、トビアス・バウナー他「ドイツにおける『赤ちゃんポスト』・『匿名出産』に関する資料集」(熊本大学学術レポートとして公表)では、ドイツ青少年研究所の本調査報告書の要約解説および主要部分の抄訳が收められているので、参照されたい。
- (9) 正式名称は、「妊娠の葛藤状態の回避及び克服のための法律」(Gesetz zur Vermeidung und Bewältigung von

Schwangerschaftskonflikten (Schwangerschaftskonfliktgesetz - SchKG) である。渡辺富久子「ドイツにおける秘密出産の制度化—匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて」外国の立法[1]六〇号(二〇一四年)六五頁以下は、内密出産（同論文では「秘密出産」と訳出する）の制度化までの経緯と制度の内容を簡潔に紹介するとともに、妊娠葛藤法の全条文の和訳が付けられている。また、鈴木・前掲注（7）一九七頁以下にも妊娠葛藤法の和訳が付けられている。両者の訳には多少の違いが見られるが、本稿の作成に当たっては、両論文から参照した部分が多い。

(10) 堕胎罪（刑法二一八条）に関する連邦憲法裁判所の違憲判決を受けての改正（一九九四年）で、人工妊娠中絶の前に資格を有する相談所での妊娠葛藤相談が義務づけられている（刑法二一八条a）。可罰行為とならないために、所定の相談を経て発行される証明書を取得する必要がある（同法二一九条）。

(11) 妊娠（葛藤）相談所は、自治体等の設置した公的組織に限定されず、キリスト教系の福祉団体等の民間運営主体の相談所もあり、州からの公的助成（人件費、物件費）がある（妊娠葛藤法三条・四条）。一定の資格を有する専門相談員を配置しているなどの基準を満たせば、内密出産の相談所として認可される（同法二八条）。

(12) [www.geburt-vertraulich.de](http://www.geburt-vertraulich.de)

(13) 筆者は、内密出産制度施行間もない時期に調査のために立ち寄ったフライブルク市のトラムの車内で、この情報を伝えるステッカーが貼られているのを見たことがある。嫌でも目に入ると「うはーこの大きさではなかつたが（無賃乗車の罰則・罰金についての告知は大きく目に焼き付く）、救いを求める者（関心を持つ者）の目にはとまるだらう」という感想を持った。

(14) 相談の際に予め結論を決めておかないということは、妊娠葛藤相談の基本である。妊娠中絶のための相談の場合は（妊娠葛藤法五条一項）、相談を受ける側が、妊娠中絶ができるだけ避けるべきであるというような姿勢で臨むことを戒めているのである。出生前診断の結果を受けての相談の際にも、同様に、結論を決めないで行うべきことが明記されている（同法二条a）。

(15) 自分の身元を明らかにするが、子どもとの生活は選ぶことができないという場合、出産後に正規の手続に従つて養子縁組をすることが想定されていると思われる。

(16) 鈴木・前掲注（7）一八三頁。

(17) 現実には、第一段階と第二段階を厳密に区別することは困難な場合が多いであろうが、第一段階の妊娠相談の有資格者

であつても、第二段階の相談資格を有しない場合は、内密出産の相談の資格を有する専門相談員の関与を求めることがある。

(18) 妊婦が自己の身元を証明するものを提示することができないときは、従来実施されてきた匿名出産のかたちとなる。住所が特定されないとときは、住所不特定のかたちでの内密出産になる。

(19) 同序は、連邦家族・高齢者・女性・青少年省の下にある連邦行政機関である。当初は徴兵拒否者のための民事役務に関する担当行政機関 (Bundesamt für den Zivildienst) として設置されたが（一九七三年）、徴兵義務の停止に伴う民事役務の終了等による組織改編で、新たに家族や市民社会の諸課題に対応するための行政機関として現在の名称となつた（二〇一一年五月）。二〇一三年三月から、女性に対する暴力からの救済のための二四時間ホットラインも運営している。

(20) 鈴木・前掲注（7）一八三頁では、出産前の相談を受けていない場合として、相談制度の存在自体を知らない、知つていても相談に行けない、そもそも自分が妊娠していることを出産直前まで自覚していない等をその理由として挙げている。

内密出産法は、相談制度の周知を大きな課題として積極的に取り組んでいるが、妊娠相談のことは知られていても、内密出産のウェブサイトやホットラインの存在が十分に周知されるまでにはなお時間がかかるであろう（後述三・四（1）参照）。

(21) 医療に伴い発生した費用については、疾病保険の報酬に準じて費用負担がなされる。もしも、内密出産した女性が後に自分の身元を明かした場合は、負担した費用の償還を国から疾病保険（団体）に對して請求することができる。後掲の評価報告書によれば、出産費用に関しての国の支出（医療費用等）は、二〇一六年未現在で七七万八千ユーロ（一億三〇〇〇万円）となつている。

(22) 身分登録法二条二項aは、「妊娠葛藤法二五条による内密出産の場合は、本条一項一号から三号までに規定される事項の記載のみがなされる。管轄の行政官庁は、子の名と氏を定める。」と規定している。一項一号は出生登録事項として、子の名と出生氏 (Geburtsname)、二号は出生の場所と日時分、三号は子の性別を挙げている。通常の出生登録では、四号に両親の氏名および希望により宗教団体への所属等の記載がなされる。なお、三号の性別については、出生時において男性か女性か明確でない子（インター・セックス）の場合は、空欄とすることができる旨が同法二二条三項に規定されているが、この規定については、連邦憲法裁判所二〇一七年一〇月一〇日の判決で、基本法二条一項（一条一項との関連）および三条一項に違反するとされており、二〇一八年一二月三一日までに憲法に合致する規律とすべきことが立法者に義務づけられている。

(23) 未成年の子を残して人が死亡したとの届出があった場合、父の死亡後に子が出生したとの届出があった場合、身元の不明な未成年の子が発見されたとの届出があった場合、または妊娠葛藤法二五条一項による内密出産の方法で子が出生したとの届出があった場合には、身分登録所は、これにつき家庭裁判所に通知しなければならないものとされている。ちなみに、同条二項は、子に対し共同配慮権を有する両親が、婚氏を称していない（別氏）場合において、子の出生から一ヶ月以内に子の出生氏が定められなかつたときは、身分登録所は、家庭裁判所に對し、この旨を通知しなければならないと規定している。

(24) 『妊婦支援の拡大と内密出産の規律のための法律に基づいて実施した全ての取組と支援の効果に関する評価報告』（二〇一七年七月一二日付）は、ドイツ連邦家族省のウェブサイトからダウンロードすることができる。また、連邦政府は、評価報告の要約したものを連邦議会に對して提出している（Drucksache 18/13100）。

(25) 二〇一六年二月二〇日・二一日に熊本大学で開催されたシンポジウムでの、コリンナ・ボッホマン氏（連邦家族省の担当官）の報告による（このシンポジウムについては本稿本文後の【追記】を参照されたい）。

(26) この評価報告書については、トビアス・ハウナー熊本大学准教授他による抄訳が熊本大学学術レポジトリとして公開されている。

(27) この他、当初は内密出産で出産したが、後に自己の身元を明かして内密出産制度の枠から外れたケースの推計値が九件である。